

令和4年第3回(6月)定例会 議案参考資料

【単行議案】

議第42号	宮津市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正について	1P
議第43号	宮津市一般職職員の給与に関する条例の一部改正について	3P
議第44号	宮津市市税条例等の一部改正について	8P



議案参考資料
令和4年6月定例会

議第42号	宮津市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正について	区分	条例の改正
-------	-----------------------------	----	-------

【提案の概要】 ◆提案の趣旨・目的 令和3年人事院勧告に基づく特別職の職員の給与に関する法律の改正に準拠し、市長及び副市長等の期末手当を改定するもの。 ◆提案の概要 ・市長及び副市長の期末手当の支給月数を年間0.10月引下げ ・令和3年12月期の期末手当引下げ相当額を令和4年6月期の期末手当から減額調整 【市長及び副市長】 年間3.35月分→3.25月分 (△0.10月)		【政策等の背景・提案までの経過】 R3. 8. 10: 令和3年人事院勧告 ○期末手当の改定 (期末手当△0.10月) R4. 4. 13公布: 特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律 ○期末手当の改定 (期末手当△0.10月) ○令和3年12月期の期末手当引下げ相当額減額調整													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>6月期</th> <th>12月期</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現 行</td> <td>1.675月</td> <td>1.675月</td> <td>3.35月</td> </tr> <tr> <td>改正後</td> <td>1.625月 (△0.05月)</td> <td>1.625月 (△0.05月)</td> <td>3.25月 (△0.10月)</td> </tr> </tbody> </table> <p>【R4.6月期の取扱い】 R3.12月期末手当引下げ相当額をR4.6月の期末手当から減額調整 (R3.12月期末手当の支給額×10/167.5)</p>		区分	6月期	12月期	計	現 行	1.675月	1.675月	3.35月	改正後	1.625月 (△0.05月)	1.625月 (△0.05月)	3.25月 (△0.10月)	【市民参加の状況】 	
区分	6月期	12月期	計												
現 行	1.675月	1.675月	3.35月												
改正後	1.625月 (△0.05月)	1.625月 (△0.05月)	3.25月 (△0.10月)												
◆施行日 公布の日 ◆参考 議員及び教育長の期末手当については、「宮津市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例」及び「宮津市教育委員会の教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例」において、「宮津市長及び副市長の給与に関する条例」の規定を準用していることから、同様にそれぞれ0.10月の減額改定となるもの。		【政策等の効果及び費用】 ■予算措置しているものについては、その額を記載>>> △2,066千円 (教育長、議員含む)													
【第7次宮津市総合計画】 <table border="1"> <tr> <td>重点プロジェクト</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>テーマ別戦略</td> <td>—</td> </tr> </table> ※第7次宮津市総合計画以外の計画があれば記載		重点プロジェクト	—	テーマ別戦略	—	【他の自治体の類似する政策との比較】 近隣自治体も同様の措置を実施									
重点プロジェクト	—														
テーマ別戦略	—														
		担当課・係 総務課 職員係 (45-1603)	添付資料 ・新旧対照表												

宮津市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正について

新旧対照表

現 行	改正案
<p>(期末手当) 第5条 市長等の期末手当の額は、給料月額に給料月額の100分の15を乗じて得た額を加算した額を基礎額とし、その額に <u>100分の167.5</u> を乗じて得た額とする。</p>	<p>(期末手当) 第5条 市長等の期末手当の額は、給料月額に給料月額の100分の15を乗じて得た額を加算した額を基礎額とし、その額に <u>100分の162.5</u> を乗じて得た額とする。</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 <u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p> <p><u>(令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置)</u></p> <p>2 <u>令和4年6月に支給する期末手当の額は、改正後の第5条の規定にかかわらず、同条の規定により算定される期末手当の額から、令和3年12月に支給された期末手当の額に167.5分の10を乗じて得た額を減じた額とする。</u></p>

議案参考資料
令和4年6月定例会

議第43号	宮津市一般職職員の給与に関する条例の一部改正について	区分	条例の改正
-------	----------------------------	----	-------

<p>【提案の概要】</p> <p>◆提案の趣旨・目的 令和3年人事院勧告に基づく一般職の職員の給与に関する法律の改正に準拠し、一般職職員等の期末手当を改定するもの。</p> <p>◆提案の概要 【一般職職員等（一般職職員、再任用職員、特定任期付職員）】 ・期末手当の支給月数を年間0.10～0.15月引下げ ・令和3年12月期の期末手当引下げ相当額を令和4年6月期の期末手当から減額調整</p> <p>【会計年度任用職員】 ・期末手当の支給月数を年間0.15月引下げ</p> <p>※詳細は「期末手当等の支給月数比較表」のとおり</p> <p>◆施行日 公布の日</p>		<p>【政策等の背景・提案までの経過】</p> <p>R3. 8. 10: 令和3年人事院勧告 ○期末手当の改定（期末手当△0.10月～△0.15月）</p> <p>R4. 4. 13公布: 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律 ○期末手当の改定（期末手当△0.10月～△0.15月） ○令和3年12月期の期末手当引下げ相当額減額調整</p>	
		<p>【市民参加の状況】</p>	
		<p>【政策等の効果及び費用】</p> <p>■予算措置しているものについては、その額を記載>>></p> <p style="text-align: right;">△27,388千円</p>	
		<p>【他の自治体の類似する政策との比較】</p> <p>近隣自治体も同様の措置を実施</p>	
<p>【第7次宮津市総合計画】</p>			
重点プロジェクト	—		
テーマ別戦略	—		
<p>※第7次宮津市総合計画以外の計画があれば記載</p>		<p>担当課・係</p> <p>総務課 職員係 (45-1603)</p>	<p>添付資料</p> <p>・期末手当等の支給月数比較表 ・新旧対照表</p>

期末手当等の支給月数比較表

■ 一般職職員 年間 4.45 月分 → 4.30 月分 (Δ0.15 月)

区分	6 月期	12 月期	計	
R 3	期末手当	1.275 月	1.275 月	2.55 月
	勤勉手当	0.95 月	0.95 月	1.90 月
	計	2.225 月	2.225 月	4.45 月
R 4 以降	期末手当	1.2 月 (Δ0.075 月)	1.2 月 (Δ0.075 月)	2.40 月 (Δ0.15 月)
	勤勉手当	0.95 月	0.95 月	1.90 月
	計	2.15 月 (Δ0.075 月)	2.15 月 (Δ0.075 月)	4.30 月 (Δ0.15 月)

【R4.6 月期の取扱い】 R3.12 月期末手当引下げ相当額を R4.6 月期末手当から減額調整
(※1 R3.12 月期末手当の支給額 × 15/127.5)

- ・退職者…減額調整しない

■ 再任用職員 年間 2.35 月分 → 2.25 月分 (Δ0.10 月)

区分	6 月期	12 月期	計	
R 3	期末手当	0.725 月	0.725 月	1.45 月
	勤勉手当	0.45 月	0.45 月	0.90 月
	計	1.175 月	1.175 月	2.35 月
R 4 以降	期末手当	0.675 月 (Δ0.05 月)	0.675 月 (Δ0.05 月)	1.35 月 (Δ0.10 月)
	勤勉手当	0.45 月	0.45 月	0.90 月
	計	1.125 月 (Δ0.05 月)	1.125 月 (Δ0.05 月)	2.25 月 (Δ0.10 月)

【R4.6 月期の取扱い】 R3.12 月期末手当引下げ相当額を R4.6 月期末手当から減額調整
(※2 R3.12 月期末手当の支給額 × 10/72.5)

- ・正職員から再任用…減額調整 (※1 の相当額)
- ・再任用継続…減額調整 (※2 の相当額)
- ・退職者…減額調整しない

■ 特定任期付職員 年間 3.35 月分 → 3.25 月分 (Δ0.10 月)

区分	6 月期	12 月期	計	
R 3	期末手当	1.675 月	1.675 月	3.35 月
R 4 以降	期末手当	1.675 月 → 1.625 月 (Δ0.05 月)	1.650 月 → 1.625 月 (Δ0.05 月)	3.25 月 (Δ0.10 月)

【R4.6 月期の取扱い】 R3.12 月期末手当引下げ相当額を R4.6 月期末手当から減額調整
(※3 R3.12 月期末手当の支給額 × 10/167.5)

- ・正職員から特定任期付職員…減額調整 (※1 の相当額)
- ・再任用から特定任期付職員…減額調整 (※2 の相当額)
- ・特定任期付職員継続…減額調整 (※3 の相当額)
- ・なお、本市においては、減額調整対象者なし

■ 会計年度任用職員 現行 年間 2.55 月分 → 2.40 月分 (Δ0.15 月)

区分	6 月期	12 月期	計	
R 3	期末手当	1.275 月	1.275 月	2.55 月
R 4 以降	期末手当	1.20 月 (Δ0.075 月)	1.20 月 (Δ0.075 月)	2.40 月 (Δ0.15 月)

- ・R3.12 月期末手当引下げ相当額の減額調整は行わない。

宮津市一般職職員の給与に関する条例の一部改正について

新旧対照表	
現 行	改正案
<p>(期末手当)</p> <p>第20条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第20条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の市長が別に定める日（次条及び第20条の3においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、又は死亡した職員（第24条第6項の規定の適用を受ける職員及び市長が別に定める職員を除く。）についても、同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」とする。</p> <p>4 特定任期付職員に対する第2項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」とする。</p> <p>5～7 (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第20条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第20条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の市長が別に定める日（次条及び第20条の3においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、又は死亡した職員（第24条第6項の規定の適用を受ける職員及び市長が別に定める職員を除く。）についても、同様とする。</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の120</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の67.5</u>」とする。</p> <p>4 特定任期付職員に対する第2項の規定の適用については、同項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の162.5</u>」とする。</p> <p>5～7 (略)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">(施行期日)</p>

1 この条例は、公布の日から施行する。

(令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置)

2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、改正後の第20条第2項(同条第3項又は第4項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び宮津市一般職職員の給与に関する条例(以下この項において「給与条例」という。)第20条第5項から第7項まで若しくは第24条第1項から第3項まで若しくは第6項又は宮津市職員の育児休業等に関する条例(平成4年条例第4号)第5条の3第1項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下「基準額」という。)から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、同月1日(同日前1か月以内に退職した者にあつては、当該退職をした日)における次の各号に掲げる職員(給与条例の適用を受ける者をいう。以下同じ。)の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額(以下「調整額」という。)を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 再任用職員(給与条例第4条の3第1項に規定する再任用職員をいう。以下同じ。)以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める割合

ア イに掲げる職員以外の職員 127.5分の15

イ 給与条例第4条第3項に規定する特定任期付職員 167.5分の

10

(2) 再任用職員 72.5分の10

3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(宮津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

4 宮津市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第3号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置の適用除外）

16 令和4年6月に支給する期末手当の額から、第11条第1項及び第20条第1項の規定により準用する宮津市一般職職員の給与に関する条例のうち宮津市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和4年条例第 号）附則第2項に規定する調整額を減じる規定は、適用しない。

議案参考資料
令和4年6月定例会

議第44号	宮津市市税条例等の一部改正について	区分	条例の改正
<p>【提案の概要】</p> <p>◆提案の趣旨・目的 令和4年度税制改正に伴う地方税法等の一部を改正する法律(令和4年法律第1号)等が令和4年3月31日付けで公布されたことに伴い、所要の改正を行うもの。</p> <p>◆提案の概要</p> <p>1 個人市民税</p> <p>①住宅ローン控除制度の延長 ・適用期限を4年延長(令和7年末までに入居した者が対象)するもの</p> <p>②上場株式等の配当所得等に係る課税方式 ・特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額に係る所得の課税方式を所得税と一致させるもの</p> <p>2 固定資産税 ・省エネ改修工事を行った住宅に係る特例の拡充等</p> <p>3 納税環境整備(DV被害者の保護→登記所から本市への登記情報に係る通知による) ・市内に住所がない人の納税証明書、固定資産課税台帳、固定資産課税台帳記載事項証明書に、DV被害者等の住所に代わる事項を記載するもの</p> <p>4 その他条文整理 引用条項のずれによる改正等</p> <p>◆施行日</p> <p>1-①、4…令和5年1月1日 1-②、4…令和6年1月1日 3 …民法等の一部を改正する法律(令和3年法律第24号)附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日 2、4 …公布の日</p>		<p>【政策等の背景・提案までの経過】</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和4年3月31日公布 地方税法等の一部を改正する法律(令和4年法律第1号) 令和4年3月31日公布 地方税法施行令の一部を改正する政令(令和4年政令第133号) 	
<p>【第7次宮津市総合計画との整合】</p> <p>重点プロジェクト</p> <p>テーマ別戦略</p>		<p>【市民参加の状況】</p>	
<p>※第7次宮津市総合計画以外の計画があれば記載</p>		<p>【政策等の効果及び費用】</p> <p>■ 予算措置しているものについては、その額を記載 >>> 千円</p>	
		<p>【他の自治体の類似する政策との比較】</p> <p>担当課・係</p> <p>添付資料</p> <p>税務・国保課 税務係(45-1612) ・新旧対照表</p>	

【第1条関係】

宮津市市税条例（昭和30年条例第33号）の一部改正

新旧対照表

現 行	改正案
<p>(納税証明書の交付手数料)</p> <p>第17条の4 法第20条の10に規定する納税証明書の交付_____</p> <p>_____を請求する者は、手数料を納付しなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(所得割の課税標準)</p> <p>第34条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 <u>前項の規定は、特定配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の特定配当等申告書（市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。）に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるとき（特定配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）は、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>(1) 第37条の2第1項の規定による申告書</p> <p>(2) 第37条の3第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号</p>	<p>(納税証明書の交付手数料)</p> <p>第17条の4 法第20条の10に規定する納税証明書の交付（<u>法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。</u>）を請求する者は、手数料を納付しなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(所得割の課税標準)</p> <p>第34条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 <u>前項の規定は、前年分の所得税に係る第37条の3第1項に規定する確定申告書に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。</u></p>

に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)

5 (略)

6 前項の規定は、特定株式等譲渡所得金額に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の特定株式等譲渡所得金額申告書(市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。)に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるとき(特定株式等譲渡所得金額申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

(1) 第37条の2第1項の規定による申告書

(2) 第37条の3第1項に規定する確定申告書(同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。)

(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)

第35条の8 所得割の納税義務者が、第34条第4項に規定する特定配当等申告書に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった特定配当等の額について法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課された場合又は同条第6項に規定する特定株式等譲渡所得金額申告書に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となった特定株式等譲渡所得金額について同節第6款の規定に

5 (略)

6 前項の規定は、前年分の所得税に係る第37条の3第1項に規定する確定申告書に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。

(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)

第35条の8 所得割の納税義務者が、第34条第4項に規定する確定申告書に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった特定配当等の額について法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課された場合又は同条第6項に規定する確定申告書に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となった特定株式等譲渡所得金額について同節第6款の規定に

より株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に5分の3を乗じて得た金額を、第35条の3及び前3条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

- 2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除しきれなかつた金額を還付し、又は当該納税義務者の同項の申告書に係る年度分の個人の府民税若しくは市民税に充当し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当する。

3 (略)

(市民税の申告)

第37条の2 第24条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者

_____に係るものを除く。)若しくは法第314条の2第4項に規定す

より株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に5分の3を乗じて得た金額を、第35条の3及び前3条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

- 2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかつた金額があるときは、当該控除することができなかつた金額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかつた金額を還付し、又は当該納税義務者の同項の確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の府民税若しくは市民税に充当し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当する。

3 (略)

(市民税の申告)

第37条の2 第24条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつたもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかつた者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。))で控除対象配偶者に該当しないもの)に係るものを除く。)若しくは法第314条の2第4項に規定す

る扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第35条の6の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）については、この限りでない。

2 前項の規定により申告書を市長に提出すべき者のうち、前年の合計所得金額が基礎控除額、配偶者控除額及び扶養控除額の合計額以下である者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄に掲げる者を除く。）が提出すべき申告書の様式は、施行規則第2条第4項ただし書の規定により、市長の定める様式による。

3～9 （略）

第37条の3 （略）

2 前項本文の場合には、当該確定申告書に記載された事項（施行規則第2条の3第1項に規定する事項を除く。）のうち、法第317条の2第1項各号又は第3項に規定する事項に相当するもの及び次項の規定により附記された事項は、前条第1項又は第3項から第5項までの規定による申告書に記載されたものとみなす。

3 第1項本文の場合には、確定申告書を提出する者は、当該確定申告書に、施行規則第2条の3第2項各号に掲げる事項を附記しなければならない。

（個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族申告書）

第37条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の

る扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第35条の6の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）については、この限りでない。

2 前項の規定により申告書を市長に提出すべき者のうち、前年の合計所得金額が基礎控除額、配偶者控除額及び扶養控除額の合計額以下である者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄に掲げる者を除く。）が提出すべき申告書の様式は、施行規則第2条第3項ただし書の規定により、市長の定める様式による。

3～9 （略）

第37条の3 （略）

2 前項本文の場合には、当該確定申告書に記載された事項（施行規則第2条の3第1項に規定する事項を除く。）のうち、法第317条の2第1項各号又は第3項に規定する事項に相当するもの及び次項の規定により付記された事項は、前条第1項又は第3項から第5項までの規定による申告書に記載されたものとみなす。

3 第1項本文の場合には、確定申告書を提出する者は、当該確定申告書に、施行規則第2条の3第2項各号に掲げる事項を付記しなければならない。

（個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書）

第37条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の

際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1) (略)

(2) (略)

(3) (略)

2～5 (略)

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)

第37条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、

扶養親族（控除対象扶養親族

際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1) (略)

(2) 所得割の納税義務者（合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が133万円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。）の氏名

(3) (略)

(4) (略)

2～5 (略)

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

第37条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第56条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は扶養親族（控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有しない者

を除く。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1) (略)

(2) (略)

(3) (略)

2～5 (略)

(特別徴収税額の納入の義務等)

第56条の7 前条の特別徴収義務者は、退職手当等の支払をする際、その退職手当等について分離課税に係る所得割を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月の10日までに、施行規則第5号の8様式又は施行規則第2条第4項ただし書の規定により総務大臣が定めた様式による納入申告書を市長に提出し、及びその納入金を市に納入しなければならない。

(固定資産課税台帳の閲覧の手数料)

第73条の2 法第382条の2に規定する固定資産課税台帳(同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)の閲覧の手数料

は、1件につき150円とする。ただし、法第416条第3項又は第419条第8項の規定により公示した期間において納税義務者の閲覧に供する場合には、手数料を徴しない。

を除く。)を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1) (略)

(2) 特定配偶者の氏名

(3) (略)

(4) (略)

2～5 (略)

(特別徴収税額の納入の義務等)

第56条の7 前条の特別徴収義務者は、退職手当等の支払をする際、その退職手当等について分離課税に係る所得割を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月の10日までに、施行規則第5号の8様式又は施行規則第2条第3項ただし書の規定により総務大臣が定めた様式による納入申告書を市長に提出し、及びその納入金を市に納入しなければならない。

(固定資産課税台帳の閲覧の手数料)

第73条の2 法第382条の2に規定する固定資産課税台帳(同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)の閲覧(法第382条

の4に規定する固定資産課税台帳に住所に代わる事項の記載をしたものの閲覧を含む。)の手数料は、1件につき150円とする。ただし、法第416条第3項又は第419条第8項の規定により公示した期間において納税義務者の閲覧に供する場合には、手数料を徴しない。

2 (略)

(固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料)

第73条の3 法第382条の3に規定する固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書(同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)の交付

手数料は、証明書1枚ごとに300円とする。

2 (略)

附 則

(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)

第4条の3の2 平成22年度から令和15年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和3年までの各年である場合に限る。)において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第35条の3及び第35条の5の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 (略)

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第6条の3 (略)

2 法附則第15条第2項第5号に規定する市町村の条例で定める割合は、4分の3とする。

3 法附則第15条第23項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

2 (略)

(固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料)

第73条の3 法第382条の3に規定する固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書(同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。)の交付(法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。)の

手数料は、証明書1枚ごとに300円とする。

2 (略)

附 則

(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)

第4条の3の2 平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。)において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第35条の3及び第35条の5の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 (略)

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第6条の3 (略)

2 法附則第15条第2項第5号に規定する市町村の条例で定める割合は、5分の4とする。

3 法附則第15条第22項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

17 法附則第15条第27項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

18 法附則第15条第27項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

19 法附則第15条第34項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

20 法附則第15条第42項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

21・22 (略)

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第6条の4 (略)

2～7 (略)

8 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅 又は同条第10項の 熱損失防止改修専有部分 について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する 熱損失防止改修工事 が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 熱損失防止改修工事 が完了した年月日

(5) 熱損失防止改修工事 に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等

(6) 熱損失防止改修工事 が完了した日から3月を経過した後に申告

する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

17 法附則第15条第26項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

18 法附則第15条第26項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

19 法附則第15条第33項に規定する市町村の条例で定める割合は、2分の1とする。

20 法附則第15条第39項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の2とする。

21・22 (略)

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第6条の4 (略)

2～7 (略)

8 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅 又は同条第10項の 熱損失防止改修等専有部分 について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する 熱損失防止改修工事等 が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 熱損失防止改修工事等 が完了した年月日

(5) 熱損失防止改修工事等 に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等

(6) 熱損失防止改修工事等 が完了した日から3月を経過した後に申告

書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

9 (略)

10 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 熱損失防止改修工事が完了した年月日

(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等

(6) 熱損失防止改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

11・12 (略)

(上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例)

第12条の3 (略)

2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等(以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。)に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が当該特定上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の市民税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき前項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第34条第4項に規定する特定配当等申告書を提出した場合(次に掲

書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

9 (略)

10 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1)～(3) (略)

(4) 熱損失防止改修工事等が完了した年月日

(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等

(6) 熱損失防止改修工事等が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

11・12 (略)

(上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例)

第12条の3 (略)

2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等(以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。)に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき同条第1項の規定の適用を受けた場合に限り適用する。

げる場合を除く。)に限り適用するものとし、市民税の所得割の納税義務者が前年中に支払を受けるべき特定上場株式等の配当等に係る配当所得について同条第1項及び第2項並びに第35条の3の規定の適用を受けた場合には、当該納税義務者が前年中に支払を受けるべき他の特定上場株式等の配当等に係る配当所得について、前項の規定は、適用しない。

(1) 第34条第4項ただし書の規定の適用がある場合

(2) 第34条第4項第1号に掲げる申告書及び同項第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、前項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるとき。

3 (略)

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第13条の2 (略)

2 (略)

3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の3まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで、第37条の8又は第37条の9の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第15条の4 (略)

3 (略)

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第13条の2 (略)

2 (略)

3 第1項(前項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第33条から第33条の4まで、第34条から第35条の3まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで又は第37条の8の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第15条の4 (略)

2・3 (略)

4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の特例適用配当等申告書（市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。）に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（特例適用配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）に限り、適用する。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。

(1) 第37条の2第1項の規定による申告書

(2) 第37条の3第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）

5 (略)

（条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例）

第15条の4の2 (略)

2・3 (略)

4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の条約適用配当等申告書（市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。）に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（条約適用配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）に限り、適

2・3 (略)

4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第37条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

5 (略)

（条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例）

第15条の4の2 (略)

2・3 (略)

4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第37条の3第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り、適用する。

用する。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書が
いずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項そ
他の事情を勘案して、同項の規定を適用しないことが適当であると
市長が認めるときは、この限りでない。

(1) 第37条の2第1項の規定による申告書

(2) 第37条の3第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号
に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確
定申告書に限る。）

5 (略)

6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場
合（第3項後段の規定の適用がある場合を除く。）における第35条の
8の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とある
のは「若しくは附則第15条の4の2第3項前段に規定する条約適用配
当等（以下「条約適用配当等」という。）に係る所得が生じた年の翌
年の4月1日の属する年度分の同条第4項に規定する条約適用配当等
申告書にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配
当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合（条約適用配当
等申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由がある
と市長が認めるときを含む。）であって、当該条約適用配当等に係る
所得の金額の計算の基礎となった条約適用配当等の額について租税条
約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する
法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）
第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により
配当割額を課されたとき、又は第34条第6項」と、同条第3項中「法
第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9
項の規定より読み替えて適用される法第37条の4」とする。

（読替規定）

5 (略)

6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場
合（第3項後段の規定の適用がある場合を除く。）における第35条の
8の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とある
のは「若しくは附則第15条の4の2第3項前段に規定する条約適用配
当等（以下「条約適用配当等」という。）に係る所得が生じた年分の
所得税に係る _____ 同条第4項に規定する確定申告書にこ
の項 _____ の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配
当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合 _____
_____ であって、当該条約適用配当等に係る
所得の金額の計算の基礎となった条約適用配当等の額について租税条
約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する
法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）
第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により
配当割額を課されたとき、又は第34条第6項」と、同条第3項中「法
第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9
項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。

（読替規定）

第18条 法附則第15条第1項、第10項、第15項から第19項まで、第21項、第22項、第26項、第29項、第33項から第35項まで、第37項から第39項まで、第42項若しくは第43項、第15条の2第2項又は第15条の3
の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第131条第2
項中「又は第34項」とあるのは「若しくは第34項又は法附則第15条から
第15条の3まで若しくは第63条」とする。

(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特
例)

第25条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイ
ルス感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における附
則第4条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年
度」とあるのは、「令和16年度」とする。

2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感
染症特例法第6条の2第1項の規定の適用を受けた場合における附則
第4条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」
とあるのは「令和17年度」と、「令和3年」とあるのは「令和4年」
とする。

第18条 法附則第15条第1項、第10項、第14項から第18項まで、第20
項、第21項、第25項、第28項、第32項から第36項まで、第39項、第40
項若しくは第44項
、第15条の2第2項、第15条の3又
は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第131条第
2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は法附則第15条
から第15条の3まで若しくは第63条」とする。

(削る。)

【第2条関係】

宮津市市税条例等の一部を改正する条例（令和3年条例第20号）の一部改正

新旧対照表	
現 行	改正案
<p style="text-align: center;">宮津市市税条例等の一部を改正する条例（令和3年条例第20号） （宮津市市税条例の一部改正）</p> <p>第1条 宮津市市税条例（昭和30年条例第33号）の一部を次のように改正する。</p> <p>（中略）</p> <p>第37条の3の3第1項中「<u>控除対象扶養親族を除く</u>」を「<u>年齢16歳未満の者に限る</u>」に改める。</p> <p>（略）</p> <p>第2条 （略）</p> <p style="text-align: center;">附 則 （施行期日）</p> <p>第1条 （略） （市民税に関する経過措置）</p> <p>第2条 第1条の規定による改正後の宮津市市税条例の規定中<u>個人の市民税に関する部分</u>は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。</p>	<p style="text-align: center;">宮津市市税条例等の一部を改正する条例（令和3年条例第20号） （宮津市市税条例の一部改正）</p> <p>第1条 宮津市市税条例（昭和30年条例第33号）の一部を次のように改正する。</p> <p>（中略）</p> <p>第37条の3の3第1項中「<u>扶養親族（）の次に「年齢16歳未満の者又はは」を加え、「有しない者を除く」を「有する者に限る</u>」に改める。</p> <p>第2条 （略）</p> <p style="text-align: center;">附 則 （施行期日）</p> <p>第1条 （略） （市民税に関する経過措置）</p> <p>第2条 第1条の規定による改正後の宮津市市税条例第25条第2項及び第37条の3の3第1項並びに附則第2条の4第1項の規定は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。</p>

【附則関係】

宮津市市税条例等の一部を改正する条例

新旧対照表	
現 行	改正案
	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">(施行期日)</p> <p><u>第1条 この条例は、令和5年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</u></p> <p>(1) <u>第1条中宮津市市税条例附則第6条の3、第6条の4及び第18条の規定並びに第2条の規定 公布の日</u></p> <p>(2) <u>第1条中宮津市市税条例第34条第4項及び第6項、第35条の8第1項及び第2項、第37条の2第1項ただし書及び第2項、第37条の3第2項及び第3項並びに第56条の7の改正規定並びに同条例附則第12条の3第2項、第15条の4第4項並びに第15条の4の2第4項及び第6項の改正規定並びに附則第3条第3項の規定 令和6年1月1日</u></p> <p>(3) <u>第1条中宮津市市税条例第17条の4第1項の改正規定、同条例第73条の2第1項及び同条例第73条の3第1項の改正規定並びに次条並びに附則第4条及び附則第5条の規定 民法等の一部を改正する法律（令和3年法律第24号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日</u></p> <p style="text-align: center;">(納税証明書に関する経過措置)</p> <p><u>第2条 前条第3号に掲げる規定による改正後の宮津市市税条例第17条の4第1項（地方税法（昭和25年法律第226号）第382条の4に係る部分に限る。）の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第20条の10の規定による証明書の交付について適用する。</u></p>

(市民税に関する経過措置)

第3条 第1条の規定による改正後の宮津市市税条例（以下「新条例」という。）第37条の3の2第1項の規定は、附則第1条本文に掲げる規定の施行の日（以下この項及び次項において「施行日」という。）以後に支払を受けるべき第37条の3の2第1項に規定する給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべき第1条の規定による改正前の宮津市市税条例（次項において「旧条例」という。）第37条の3の2第1項に規定する給与について提出した同項及び同条第2項に規定する申告書については、なお従前の例による。

2 新条例第37条の3の3第1項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第37条の3の3第1項に規定する申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第37条の3の3第1項に規定する申告書については、なお従前の例による。

3 附則第1条第2号に掲げる規定による改正後の宮津市市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第4条 附則第1条第3号に掲げる規定による改正後の宮津市市税条例第73条の2第1項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第382条の2の規定による固定資産課税台帳の閲覧について適用する。

2 附則第1条第3号に掲げる規定による改正後の宮津市市税条例第73

条の3第1項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第382条の3の規定による証明書（同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）の交付について適用する。

（都市計画税に関する経過措置）

第5条 附則第1条第3号に掲げる規定による改正後の宮津市市税条例第73条の2第1項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第382条の2の規定による固定資産課税台帳の閲覧について適用する。

2 附則第1条第3号に掲げる規定による改正後の宮津市市税条例第73条の3第1項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる同法第382条の3の規定による証明書（同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）の交付について適用する。